

現行	改訂
<p>第4条 登録</p> <p>1. 登録を希望する者は、本サービス所定の事項を記載の上、当社が指定する必要書類（シッター：免許証やパスポートなどの本人確認書類、保育士資格証、幼稚園教諭免許状、看護師免許証等の資格証の写し、幼稚園教諭については、都道府県知事等が行う研修を修了したことを証する書類、職務経歴書、居住地域の自治体へのシッター届け出が完了したことを証する書類、事業停止命令・閉鎖命令を受けたことがないこと等を申告する書類。依頼者：免許証やパスポートなどの本人確認書類、母子手帳や保険証などの子供の生年月日を証明する書類）を当社宛に提出し、登録を申込むものとします。</p> <p>4. 本サービスに依頼者として登録できる者は、以下の要件をすべて満たす者とします。 ①子供の親権者である満20歳以上の者（依頼者が個人である場合） ②本人確認書類の写しを提出した者 ③当社のユーザー審査基準を満たす者 ④児童福祉法その他の法令等により要求される全ての免許、許可若しくは認可の取得、登録若しくは届出を行っている者、又はこれらの許認可等の手続が不要である者（依頼者が事業者である場合）</p> <p>5. 本サービスにシッターとして登録できる者は、以下の要件をすべて満たす者とします。これらの一つでも欠く場合は登録</p>	<p>第4条 登録</p> <p>1. 登録を希望する者は、本サービス所定の事項を記載の上、当社が指定する必要書類（シッター：<b>マイナンバーカード</b>や免許証、パスポートなどの本人確認書類、保育士資格証、幼稚園教諭免許状、看護師免許証等の資格証の写し、幼稚園教諭については、都道府県知事等が行う研修を修了したことを証する書類、職務経歴書、居住地域の自治体へのシッター届け出が完了したことを証する書類、事業停止命令・閉鎖命令を受けたことがないこと等を申告する書類。依頼者：<b>マイナンバーカード</b>や免許証、パスポートなどの本人確認書類、母子手帳や保険証などの子供の生年月日を証明する書類）を当社宛に提出し、登録を申込むものとします。</p> <p>4. 本サービスに依頼者として登録できる者は、以下の要件をすべて満たす者とします。</p> <p>①子供の親権者である<b>満20歳以上成人の者</b>（依頼者が個人である場合）  ②本人確認書類の写しを提出した者  ③当社のユーザー審査基準を満たす者  ④児童福祉法その他の法令等により要求される全ての免許、許可若しくは認可の取得、登録若しくは届出を行っている者、又はこれらの許認可等の手続が不要である者（依頼者が事業者である場合）</p>

<p>を行いません。 ① 安全に子供を預かるとのできる心身共に健康な満 20 歳以上の者 ② 本人確認書類の写しを提出した者 ③ 当社が指定する資格（保育士、幼稚園教諭又は看護師）を保有することを証する書面の 写しを提出した者。ただし、幼稚園教諭については、都道府県知事等が行う研修を修了したことを証する書面の提出も併せて必要 ④ 居住地域の自治体へのシッター届け出が完了したことを証する書類を提出した者 ⑤ 事業停止命令・閉鎖命令を受けたことがないこと等を申告する書類を提出した者</p>	<p>5. 本サービスにシッターとして登録できる者は、以下の要件をすべて満たす者とします。これらの 一つでも欠く場合は登録を行いません。 ①安全に子供を預かるとのできる心身共に健康な<b>満20歳以上成人の者</b> ②本人確認書類の写しを提出した者 ③当社が指定する資格（保育士、幼稚園教諭又は看護師）を保有することを証する書面の写しを提出した者。ただし、幼稚園教諭については、都道府県知事等が行う研修を修了したことを証する書面の提出も併せて必要 ④ 居住地域の自治体へのシッター届け出が完了したことを証する書類を提出した者 ⑤ 事業停止命令・閉鎖命令を受けたことがないこと等を申告する書類（メール等の電磁的記録を含む）を提出した者</p>
<p><b>第5条 シッティングサービス</b></p> <p>7. シッティングサービスの提供にあたつての子供の引き渡しについては、必ず、依頼者又は緊急連絡先登録者、保育園関係者等を通じて行われるものとし、これらの者が不在の場合は、引き渡しを行うことはできません。</p>	<p><b>第5条 シッティングサービス</b></p> <p>7. シッティングサービスの提供にあたつての子供の引き渡しについては、必ず、依頼者又は<b>成人の</b>緊急連絡先登録者、保育園関係者等を通じて行われるものとし、これらの者が不在の場合は、引き渡しを行うことはできません。</p>
<p><b>第6条 シッティングサービス契約</b></p> <p>8. 当社は、毎月末日までに前項に基づき依頼者から受領した金額から、依頼者が当</p>	<p><b>第6条 シッティングサービス契約</b></p> <p>8. 当社は、毎月末日までに前項に基づき依頼者から受領した金額から、依頼者が当</p>

<p>社に対して 支払うべきサービス手数料としてキャンセル料の 20%相当額を受領し、 また、当該受領後の 残額からシッターが当社に対して支払うべき紹介手数料としてキャンセル料の 8%相当額を受 領します。 当社は、これらの受領後の残額を、その翌月末日（末日が土・日・祝日の場合は、 その前営業日の振込とします。）までに、 シッターが指定する口座に振込み、支払うものとします。当社（当社が支払処理・受領権限を決済代行会社等へ委託した場合は、その委託先）の依頼者からの当該支払いの受領により、依頼者からシッターへのキャンセル料の支払い債務及び依頼者が当社に支払うべきサービス手数料の支払い債務は消滅するものとします。</p>	<p>社に対して 支払うべきサービス手数料としてキャンセル料の 20%相当額を受領し、 また、当該受領後の 残額からシッターが当社に対して支払うべき紹介手数料としてキャンセル料の 8%相当額を受 領します。 当社は、これらの受領後の残額を、その翌月 <b>15未日</b>（<b>15未日</b>が土・日・祝日の場合 は、その前営業日の振込とします。）までに、 シッターが指定する口座に振込み、支払うものとします。当社（当社が支払処理・受領権限を決済代行会社等へ委託した場合は、その委託先）の依頼者からの当該支払いの受領により、依頼者からシッターへのキャンセル料の支払い債務及び依頼者が当社に支払うべきサービス手数料の支払い債務は消滅するものとします。</p>
<p><b>第7条 シッティングサービス利用料</b> 3. 当社は、毎月末日までに依頼者から受領した金額から、第1項で定める依頼者が当社に対して支払うべきサービス手数料及びシッターが当社に対して支払うべきサービス手数料としてシッティングサービス利用料の 8%相当額を控除した金額を、その翌月末日（末日が土・日・祝日 の場合は、その前営業日の振込とします。）までに、シッターが指定する口座に振込み、支払うものとします。</p>	<p><b>第7条 シッティングサービス利用料</b> 3. 当社は、毎月末日までに依頼者から受領した金額から、第1項で定める依頼者が当社に対して支払うべきサービス手数料及びシッターが当社に対して支払うべきサービス手数料としてシッティングサービス利用料の 8%相当額を控除した金額を、その翌月 <b>15未日</b>（<b>15未日</b>が土・日・祝日の場合は、その前営業日の振込とします。）までに、 シッターが指定する口座に振込み、支払うものとします。</p>

	<p>実態と合わせる為修正、追記致しました。</p>
<p>第8条 レビュー</p> <p>1. 依頼者及びシッターは、シッティングサービスの提供を受け、あるいは提供を行ったシッター又は依頼者について、本サイト上に記載された方法に従い速やかに（遅くとも3日以内に）レビューを行うものとします。</p>	<p>第8条 レビュー</p> <p>1. 依頼者及びシッターは、シッティングサービスの提供を受けた、あるいは提供を行ったシッター又は依頼者について、本サイト上に記載された方法に従い速やかに（遅くとも3日以内に）レビューを行うものとします。</p> <p>＜追記＞</p> <p>実態と合わせる為修正、追記致しました。</p>
<p>第9条 ユーザーの責任</p> <p>4. ユーザーは、本サービスの利用に際し、以下の禁止行為（以下「禁止行為」といいます。）を行ってはならないものとします。</p> <p>（省略）</p> <p>⑯その他、当社が、合理的な理由に基づき不適切と判断する行為</p>	<p>第9条 ユーザーの責任</p> <p>4. ユーザーは、本サービスの利用に際し、以下の禁止行為（以下「禁止行為」といいます。）を行ってはならないものとします。</p> <p>（省略）</p> <p>⑯その他、当社が、合理的な理由に基づき不適切と判断する行為</p> <p>本サービスの利用に関し、シッターがシッターの自宅において、依頼者の子供を預かる行為</p> <p>⑯シッティングする子供の生命、身体または健康に健康に危害を及ぼすおそれのある行為、または安全管理を著しく怠る行為（入浴、睡眠、食事等の際の見守りや、緊急時の連絡対応を適切に行わないことを含みますが、これらに限られません。）</p> <p>⑯その他、当社が、合理的な理由に基づき不適切と判断する行為</p> <p>＜追記＞</p> <p>新たに禁止行為を追記致しました。</p>

※その他条項数の調整等の軽微修正を含む